

2023年12月8日
株式会社 鳥取銀行

「投資信託・公共債に係る約款・規定集」および
「とりぎんインターネットバンキング利用規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2024年1月から始まるNISA制度改正に伴い、「投資信託・公共債に係る約款・規定集」および「とりぎんインターネットバンキング利用規定」を下記のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の約款・規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定日

2023年12月11日（月）

2. 改定する約款・規定

(1) 投資信託・公共債に係る約款・規定集

- | | |
|------------------------------|---------------------------------------|
| ・ 投資信託総合取引約款 | ・ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款 |
| ・ 投資信託受益権振替決済口座管理規定 | ・ 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 |
| ・ 投資信託累積投資約款 | ・ 保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式） |
| ・ とりぎん積立投信取扱規定 | ・ 一般債振替決済口座管理規定 |
| ・ 特定口座に係る上場株式等保管委託約款（特定口座約款） | ・ 特定管理口座約款 |
| ・ 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 | |

(2) とりぎんインターネットバンキング利用規定

3. 改定内容

- ・ 2024年1月から始まる新しいNISA制度に対応した約款となるよう、特定非課税累積投資勘定および特定非課税管理勘定の取扱いに関する記載の追加等を行います。
- ・ 改定日以降開設するNISA口座について、所轄税務署長から当行に非課税口座開設ができる旨等の提供があるまで、お客さまからの購入注文を受け付けないことといたします。
- ・ その他、法令改正等に対応した所要の変更を行います。

（詳細は＜参考＞投資信託・公共債に係る約款・規定集 新旧対照表を参照ください。）

以上

<参考> 投資信託・公共債に係る約款・規定集 新旧対照表

※下線部が改定箇所

投資信託総合取引約款

改定前	改定後
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)の窓口販売業務について、お客様と株式会社鳥取銀行(以下「当行」といいます。)との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>この約款に別段の定めがないときには、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資約款」「とりぎん積立投信取扱規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「<u>特定管理口座約款</u>」によるものとします。</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)の窓口販売業務について、お客様と株式会社鳥取銀行(以下「当行」といいます。)との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>この約款に別段の定めがないときには、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資約款」「とりぎん積立投信取扱規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託約款(<u>特定口座約款</u>)」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</u>」「<u>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</u>」によるものとします。</p>
<p>(投資信託総合取引の利用)</p> <p>第2条 お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる約款・規定に係る取引(この約款において「投資信託総合取引」と総称します。)をご利用いただけます。</p> <p>①投資信託受益権振替決済口座管理規定 ②投資信託累積投資約款 ③とりぎん積立投信取扱規定 ④特定口座に係る上場株式等保管委託約款・特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款・<u>特定管理口座約款</u></p>	<p>(投資信託総合取引の利用)</p> <p>第2条 お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる約款・規定に係る取引(この約款において「投資信託総合取引」と総称します。)をご利用いただけます。</p> <p>①投資信託受益権振替決済口座管理規定 ②投資信託累積投資約款 ③とりぎん積立投信取扱規定 ④特定口座に係る上場株式等保管委託約款(<u>特定口座約款</u>)・特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 ⑤<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</u> ⑥<u>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</u></p>
<p>(諸通知の取扱い)</p> <p>第5条 <u>申込者</u>に対し当行よりなされた諸通知が、転居、不在その他<u>申込者</u>の責に帰すべき事由により延着、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。</p>	<p>(諸通知の取扱い)</p> <p>第5条 <u>お客様</u>に対し当行よりなされた諸通知が、転居、不在その他<u>お客様</u>の責に帰すべき事由により延着、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。</p>
<p>(免責事項)</p> <p>第6条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(略)</p> <p>⑤前号の事由により、投資信託の記録が滅失等した場合又は<u>第4条及び</u>投資信託受益権振替決済口座管理規定第10条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>(略)</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第6条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(略)</p> <p>⑤前号の事由により、投資信託の記録が滅失等した場合又は投資信託受益権振替決済口座管理規定第10条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>(略)</p>
<p>(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第8条 第2条①から④の取引は、第9条④から⑥のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条④から⑥の一にでも該当する場合には当行は当該取引をお断りするものとします。</p>	<p>(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第8条 第2条<u>第1号</u>から<u>第6号</u>の取引は、第9条<u>第4号</u>から<u>第6号</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条<u>第4号</u>から<u>第6号</u>の一にでも該当する場合には当行は当該取引をお断りするものとします。</p>

投資信託受益権振替決済口座管理規定

改定前	改定後
<p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「投資信託振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>本人確認</u>を行わせていただきます。</p>	<p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「投資信託振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>取引時確認</u>を行わせていただきます。</p>
<p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届いただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p><u>(共通番号の届出)</u></p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届いただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>
<p>(担保権の設定)</p> <p>第8条 お客様の投資信託について、担保権を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の<u>手続</u>による振替処理により行います。</p>	<p>(担保権の設定)</p> <p>第8条 お客様の投資信託について、担保権を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の<u>手続き</u>による振替処理により行います。</p>
<p>(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客様に代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、<u>お客様のご請求に応じて</u>当行からお客様にお支払いします。</p>	<p>(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客様に代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、当行からお客様にお支払いします。</p>
<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>3 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(<u>金商法</u>第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(略)</p>	<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>3 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(<u>金融商品取引法</u>第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(略)</p>
<p>(口座管理料)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 当行は、前項の<u>場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、</u>料金のお支払いがないときは、投資信託の償還金、解約金、買取代金、収益の</p>	<p>(口座管理料)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 当行は、前項の料金のお支払いがないときは、投資信託の償還金、解約金、買取代金、収益の分配金の支払いのご請求には応じられないことがあります。</p>

分配金の支払いのご請求には応じられないことがあります。	
<p>(解約等)</p> <p>第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様から解約のお申し出があったとき</p> <p>② お客様が手数料を<u>支払わず</u>、当行が解約の通知をしたとき</p> <p>(略)</p> <p>2 前項による投資信託の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、<u>第 13 条第2項に基づく解約金等は</u>、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p>	<p>(解約等)</p> <p>第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様から解約のお申し出があったとき</p> <p>② お客様が手数料を<u>支払わないため</u>、当行が解約の通知をしたとき</p> <p>(略)</p> <p>2 前項による投資信託の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、<u>解約金等があった場合</u>、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p>

投資信託累積投資約款

改定前	改定後
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様と株式会社鳥取銀行(以下「当行」といいます。)との間の、投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)の累積投資取引に関する取決めです。当行はこの約款にしたがって、累積投資契約(以下「契約」といいます。)をお客様と締結いたします。</p> <p>この約款に別段の定めがないときには、「投資信託総合取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「とりぎん積立投信取扱規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」によるものとします。</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様と株式会社鳥取銀行(以下「当行」といいます。)との間の、投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)の累積投資取引に関する取決めです。当行はこの約款にしたがって、累積投資契約(以下「契約」といいます。)をお客様と締結いたします。</p> <p>この約款に別段の定めがないときには、「投資信託総合取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「とりぎん積立投信取扱規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託約款(<u>特定口座約款</u>)」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</u>」「<u>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</u>」によるものとします。</p>
<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 前項のお届出があったときは、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。</p>	<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 前項のお届出があったときは、当行は、<u>住民票の写し</u>、戸籍抄本、印鑑証明書、<u>個人番号カード</u>その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。</p>
<p>(約款の変更)</p> <p>第 13 条 この<u>規定</u>は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の<u>規定</u>の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第 13 条 この<u>約款</u>は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の<u>約款</u>の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。</p>

とりぎん積立投信取扱規定

改定前	改定後
(規定の趣旨)	(規定の趣旨)

<p>第1条(略)</p> <p>2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託累積投資約款」「投資信託総合取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「本サービスの対象となる投資信託の目論見書」によるものとします。</p>	<p>第1条(略)</p> <p>2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託累積投資約款」「投資信託総合取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託約款(特定口座約款)」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</u>」「<u>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</u>」「本サービスの対象となる投資信託の目論見書」によるものとします。</p>
<p>(買付代金の払込方法)</p> <p>第4条(略)</p> <p>3 第1項の口座振替は、以下のように取り扱うものとします。</p> <p>① 購入銘柄が複数ある場合は、<u>各銘柄の合計金額</u>で口座振替を行うものとします。</p> <p>② 振替指定口座の支払可能な預金残高(当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲の金額を除きます。)が購入銘柄の<u>合計買付金</u>に満たない場合は、口座振替は行わず、買付は行わないものとします。</p> <p>③ 複数ある購入銘柄のいずれかの銘柄の<u>買付金額</u>が振替指定口座の支払可能な預金残高(当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲の金額を除きます。)に存在する場合でも、口座振替は行わず、買付は行わないものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>(買付代金の払込方法)</p> <p>第4条(略)</p> <p>3 第1項の口座振替は、以下のように取り扱うものとします。</p> <p>① 購入銘柄が複数ある場合は、<u>各購入銘柄の買付代金の合計金額により</u>口座振替を行うものとします。</p> <p>② 振替指定口座の支払可能な預金残高(当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲の金額を除きます。)が購入銘柄の<u>買付代金の合計金額</u>に満たない場合は、口座振替は行わず、買付は行わないものとします。</p> <p>③ 複数ある購入銘柄のいずれかの銘柄の<u>買付代金</u>が振替指定口座の支払可能な預金残高(当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲の金額を除きます。)に存在する場合でも、口座振替は行わず、買付は行わないものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>(返還及び収益分配金の再投資)</p> <p>第7条 投資信託の<u>返還(振替)</u>及び収益分配金の再投資は、投資信託受益権振替決済口座管理規定及び投資信託累積投資約款の規定に基づき行うものとします。</p>	<p>(振替及び収益分配金の再投資)</p> <p>第7条 投資信託の<u>振替</u>及び収益分配金の再投資は、投資信託受益権振替決済口座管理規定及び投資信託累積投資約款の規定に基づき行うものとします。</p>
<p>(取引及び残高の通知)</p> <p>第8条 当行は本サービスに基づくお客様への、取引明細及び残高明細の通知を、原則3ヶ月に1回、期間中の購入銘柄<u>毎</u>の買付時期、及び購入銘柄<u>毎</u>の買付合計金額、取得合計口数、残高等を記載した取引残高報告書により通知します。</p>	<p>(取引及び残高の通知)</p> <p>第8条 当行は本サービスに基づくお客様への、取引明細及び残高明細の通知を、原則3ヶ月に1回、期間中の購入銘柄<u>ごと</u>の買付時期、及び購入銘柄<u>ごと</u>の買付<u>代金</u>の合計金額、取得合計口数、残高等を記載した取引残高報告書により通知します。</p>
<p>(解約)</p> <p>第10条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したとき解約されるものとします。</p> <p>① お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出たとき</p> <p>② お客様が累積投資口座を解約されたとき</p> <p>③ お客様が「振替指定口座」を解約されたとき</p> <p>④ 当行がサービスを営むことができなくなったとき</p> <p>(略)</p>	<p>(解約)</p> <p>第10条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したとき解約されるものとします。</p> <p>① お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出たとき</p> <p>② お客様が累積投資口座を解約されたとき</p> <p>③ お客様が「振替指定口座」を解約されたとき</p> <p>④ 当行が<u>本</u>サービスを営むことができなくなったとき</p> <p>(略)</p>
<p>(免責事項)</p> <p>第11条 当行は、投資信託累積投資約款の規定によって免責される場合のほか、本サービスに係る書類に押印された印影とお届けの印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと<u>認めて取り扱いましたうへは</u>、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第11条 当行は、投資信託累積投資約款の規定によって免責される場合のほか、本サービスに係る書類に押印された印影とお届けの印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと<u>認めた場合</u>、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、</p>

害については、当行は責任を負いません。	当行は責任を負いません。
---------------------	--------------

特定口座に係る上場株式等保管委託約款(特定口座約款)

改定前	改定後
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款はお客様(以下「申込者」といいます。)が特定口座内上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第1項に想定されるもの)をいいます。以下同じです。)の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当行に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)について、同条第3項第2号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款はお客様が特定口座内保管上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定により、特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされる上場株式等)をいいます。以下同じです。)の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために、鳥取銀行(以下「当行」といいます。)に開設される特定口座に関する事項及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 この約款に別段の定めがないときには、「投資信託総合取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「保護預り規定兼振替決済口座管理規定(取引残高報告書式)」「一般債振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資約款」「とりぎん積立投信取扱規定」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」によるものとします。</p>
<p>(特定口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 申込者が当行に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>3 申込者が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。</p>	<p>(特定口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が当行に特定口座の開設を申し込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、「特定口座開設届出書」を提出しなければなりません。その際、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、氏名、生年月日、住所及び個人番号等について確認させていただきます。</p> <p>2 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に振替決済口座を開設していただく必要があります。</p> <p>3 お客様は当行で1口座に限り特定口座を開設できるものとします。ただし、課税未成年者口座専用の特定口座を除きます。</p> <p>4 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに、当行に対し、「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。</p> <p>5 お客様が当行に対して、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款第3条第1項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初</p>

	<p>に当該上場株式等の配当等の<u>支払い</u>が確定した日以後、当該<u>お客様</u>は、当該<u>その年における</u>特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の<u>申し出</u>を行うことはできません。</p>
<p>(特定保管勘定における<u>保管の委託等</u>)</p> <p>第3条 <u>上場株式等の保管の委託等</u>は、当該保管に委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定(当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。)において行います。</p>	<p>(特定保管勘定における<u>振替口座簿への記載又は記録</u>)</p> <p>第3条 <u>特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載又は記録</u>は、特定保管勘定(特定口座に係る振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。)において行います。</p>
<p>(所得金額等の計算)</p> <p>第4条 特定口座における上場株式等の譲渡<u>損益</u>の計算は、租税特別措置法第37条の11の3(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)、同法第37条の11の4(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。</p>	<p>(所得金額等の計算)</p> <p>第4条 特定口座における上場株式等の譲渡による<u>所得金額</u>の計算は、租税特別措置法及び関係政省令の規定に基づき行います。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(源泉徴収・還付の方法)</p> <p>第5条 当行は、お客様から第2条第4項に規定する「<u>特定口座源泉徴収選択届出書</u>」の提出を受けた場合、及び同条第5項に規定する「<u>源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書</u>」をご提出いただいた場合には、<u>租税特別措置法、地方税法その他関係法令に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について所得税と地方税の源泉徴収及び特別徴収、還付を行</u>います。</p> <p>2 <u>源泉徴収及び特別徴収、還付はお客様からあらかじめ指定していただいた預金口座からの引落とし又は入金により行</u>います。当該預金口座からの引落としは、<u>普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手の提出は省略するものと</u>します。</p>
<p>(特定口座に<u>受入れる</u>上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当行は<u>申込者</u>の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ(<u>租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除</u>きます。)<u>を受</u>入れます。</p> <p>① 第2条に<u>定めのある</u>特定口座開設届出書の提出後に、当行への<u>買付けの委託</u>により取得をした上場株式等又は当行から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等</p> <p>②当行以外の金融商品取引業者等に開設されている<u>申込者</u>の特定口座に受入れられている特定<u>保管内</u>上場株式等の全部又は一部を<u>所定の方法により当行の当該申込者の特定口座に移管すること</u>により受入れる上場株式等</p> <p>③ <u>当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するもの)に限り</u>ます。により取得した上場株式等</p> <p>④ <u>申込者</u>が相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)により取得した当該相</p>	<p>(特定口座に<u>受け入れる</u>上場株式等の範囲)</p> <p>第6条 当行は<u>お客様</u>の特定保管勘定においては以下の上場株式等(<u>租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち当行が取り扱う公募株式投資信託及び国債、地方債、政府保証債に限り</u>ます。)<u>のみ</u>を受け入れます。</p> <p>① 第2条に<u>規定する</u>特定口座開設届出書の提出後に、当行が<u>行う募集の取扱い</u>又は当行から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に<u>受け</u>入れる上場株式等</p> <p>②当行以外の金融商品取引業者等に開設されている<u>お客様</u>の特定口座に<u>受け</u>入れられている特定<u>口座内保管</u>上場株式等の全部又は一部について、<u>お客様が当行に開設する特定口座に所定の方法で移管により受け</u>入れる上場株式等</p>

<p>続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当行又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、<u>所定の方法により</u>当行の<u>当該申込者の</u>特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p><u>⑤特定口座内上場株式等につき、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</u></p> <p><u>⑥特定口座内上場株式等につき、投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</u></p> <p><u>⑦特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合(当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの(投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除きます。))により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</u></p> <p><u>⑧前各号のほか租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項に基づき定められる上場株式等</u></p>	<p><u>③お客様</u>が相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当行又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、<u>お客様</u>が当行に開設する特定口座に<u>所定の方法で</u>移管により受け入れる上場株式等</p> <p><u>④お客様</u>が当行に開設する非課税口座又は当行に開設する租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に受け入れられていた上場株式等で、当該非課税口座又は当該未成年者口座から、<u>お客様</u>が当行に開設する特定口座に所定の方法で移管により受け入れる上場株式等(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)</p> <p><u>⑤お客様</u>が当行に提出された非課税口座開設届出書が、<u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項の規定により非課税口座に該当しないものとされた場合に、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等で、当該口座からお客様</u>が当行に開設する特定口座に<u>所定の方法で移管によりそのすべてを受け入れる上場株式等</u></p> <p><u>⑥前各号のほか租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項の規定によりお客様</u>が当行に開設する特定口座に<u>所定の方法で移管により受け入れる上場株式等</u></p>
<p>(譲渡の方法)</p> <p><u>第 6 条</u> 特定保管勘定において<u>保管の委託等</u>がされている上場株式等の譲渡については、当行への<u>売委託による方法</u>、<u>当行に対してする方法</u>その他<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 7 項に定められる方法のいずれか</u>により行います。</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p><u>第 7 条</u> 特定保管勘定において<u>記載又は記録</u>がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して<u>譲渡する方法</u>又は当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行います。</p>
<p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p><u>第 7 条</u> 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は、<u>申込者</u>に対し、<u>当該払出しを</u></p>	<p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p><u>第 8 条</u> 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しを行った場合には、当行は、<u>お客様</u>に対し、<u>租税特別措置法</u></p>

<p><u>した当該上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の2第 11 項 第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</u></p>	<p>施行令第 25 条の 10 の2第9項第1号及び同条第 11 項の定めるところにより当該払出しに関する通知を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>(特定口座内保管上場株式等の移管) 第8条 当行は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)第2号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の2第 10 項及び第 11 項の定めるところにより行います。</p>	<p>(特定口座内保管上場株式等の移管) 第9条 当行は、第6条(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)第2号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の2第 10 項及び第 11 項の定めるところにより行います。</p>
<p>(相続又は遺贈による特定口座への受入れ) 第9条 当行は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲) 第4号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の2第 14 項第3号又は第4号及び租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の2第 15 項から第 17 項までに定めるところにより行います。</p>	<p>(相続又は遺贈による特定口座への受入れ) 第10条 当行は、第6条(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第3号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の2第 14 項第3号又は第4号及び租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の2第 15 項から第 17 項までに定めるところにより行います。</p>
<p>(年間取引報告書等の送付) 第 10 条 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の3第7項の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月 31 日までに、申込者に交付いたします。 2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者に交付いたします。 3 当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出いたします。 4 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の3第8項に定めるところにより、その年中に申込者が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該申込者からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月 31 日までに申込者に交付いたします。</p>	<p>(年間取引報告書等の送付) 第 11 条 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の3第7項の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月 31 日までに、お客様に交付いたします。 2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。 3 当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。 4 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の3第8項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月 31 日までにお客様に交付いたします。</p>
	<p><u>(届出事項の変更)</u> 第 12 条 <u>特定口座開設届出書の提出後に、お届出の印鑑、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の4に規定されるものをいいます。以下同じ。)</u>により当行にお届出いただく必要があります。<u>また、その変更が氏名、住所又は個人番号に係るものであるときは、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、ご確認させていただきます。</u> 2 <u>特定口座を開設している当行の本支店の変更(移管)があったときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の4の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出いただくものとします。</u></p>
<p>(契約の解除) 第 11 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 ① 申込者が当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき ② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を</p>	<p>(契約の解除) 第 13 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 ① お客様が当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき(ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で</p>

<p>有する非居住者に該当しないこととなつた場合に、<u>関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があつたものとみなされたとき</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき</p>	<p><u>提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの(源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り、)があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日(2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日)の翌日に提出されたものとみなします。)</u></p> <p>② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなり、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の5第1項の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があつたものとみなされたとき</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p><u>④ その他やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</u></p>
<p>(特定口座を通じた取引)</p> <p><u>第 12 条</u> 申込者が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に<u>申出</u>がない限り、すべて特定口座を通じて行います。</p>	<p>(特定口座を通じた取引)</p> <p><u>第 14 条</u> <u>お客様</u>が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に<u>申し出</u>がない限り、すべて特定口座を通じて行います。</p>
<p><u>(特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)</u></p> <p><u>第 13 条</u> 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当行は、<u>申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に該当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(合意管轄)</p> <p><u>第 14 条</u> 申込者と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p>	<p>(合意管轄)</p> <p><u>第 15 条</u> <u>お客様</u>と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p>
<p>(約款の変更)</p> <p><u>第 15 条</u> この<u>規定</u>は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の<u>規定</u>の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。</p>	<p>(約款の変更)</p> <p><u>第 16 条</u> この<u>約款</u>は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の<u>約款</u>の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。</p>

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

改定前	改定後
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第 37 条の 11 の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座(源泉徴収選択口座に限り、)における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第 37 条の 11 の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の<u>適用</u>を受けるために当行に開設された特定口座(源泉徴収選択口座に限り、)における上場株式等の配当等の受領について、同条</p>

<p>号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>	<p>第4項第1号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>
<p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲) 第2条 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、<u>次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等</u>(租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等<u>をいいます。)</u>に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。)のみ受け入れます。</p> <p>① <u>租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等</u>(同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。)で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>② <u>租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等</u>で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>③ <u>租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等</u>で同条第2項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>④ <u>租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等</u>で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>2 当行が<u>支払</u>の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその<u>支払</u>をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。</p>	<p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲) 第2条 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、<u>租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等</u>(<u>当該上場株式等の配当等のうち、当行が取り扱う公募株式投資信託の収益分配金及び国債、地方債、政府保証債の利子に限り</u>ます。)で、同項の規定に基づき当行が所得税及び住民税を徴収するもののみ受け入れます。</p> <p>2 当行が<u>支払い</u>の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその<u>支払い</u>をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。</p>
<p>(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出) 第3条 <u>申込者</u>が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、<u>【支払確定日までに又は支払確定日前の当行が定める日までに】</u>、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。</p> <p>2 <u>申込者</u>が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、<u>【支払確定日までに、又は支払確定日前の当行が定める日までに】</u>、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。</p>	<p>(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出) 第3条 <u>お客様</u>が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、<u>支払確定日前の当行が定める日までに</u>、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。</p> <p>2 <u>お客様</u>が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、<u>支払確定日前の当行が定める日までに</u>、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。</p>
<p>(契約の解除) 第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>① お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7</p>	<p>(契約の解除) 第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>① お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7</p>

<p>第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき</p> <p>② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合に、<u>関係法令等</u>の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>③ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p>	<p>第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき <u>(ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの(源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限ります。))</u>があるときは、<u>当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付した日(2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付した日)の翌日に提出されたものとみなします。)</u></p> <p>② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなり、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の5第1項</u>の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>③ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p><u>④ 第3条第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」の提出があったとき</u></p>
<p>(約款の変更)</p> <p>第8条 この<u>規定</u>は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の<u>規定</u>の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第8条 この<u>約款</u>は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の<u>約款</u>の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。</p>

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

改定前	改定後
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、<u>当行</u>に開設された非課税口座について、<u>同条</u>第5項第2号及び第4号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、<u>約款</u>その他の当行が定める<u>契約条項</u>及び租税特別措置法その他の法令によります。</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、<u>株式会社鳥取銀行(以下「当行」といいます。)</u>に開設された非課税口座について、第5項第2号、第4号<u>及び第6号</u>に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、<u>投資信託総合取引約款</u>その他の当行が定める<u>約款・規定</u>及び租税特別措置法その他の法令によります。</p>
<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第1号、第<u>6</u>項及び第 <u>24</u> 項に基づき「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」(既に当行に非課税口座を開設しており、<u>2018 年分以後の勘定設定期間</u>に係る「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」を他の証券会社若しくは金</p>	<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第1号、第 <u>10</u> 項及び第 <u>19</u> 項に基づき「<u>非課税口座開設届出書</u>」(<u>既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知</u></p>

融機関に提出していない場合に限り。)「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)又は「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の3第 21 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。

2 当行での再開設、及び他金融機関からの変更設定

「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書は受付できません。

3 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」又は「非課税口座簡易開設届出書」について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社又は金融機関に重複して提出することはできません。

4 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。

5 非課税口座廃止届出書の受付

当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第 8 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

- ① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合、非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき
- ② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合、非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資

書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の3第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

2 前項に規定する「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

3 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

4 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。

5 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

- ① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき
- ② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けら

<p><u>資勘定</u>が設けられることとなっていたとき</p> <p>6 <u>非課税管理勘定又は累積投資勘定の他金融機関への変更</u></p> <p>お客様が当行の非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>を異なる証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年 10 月1日から設定年の9月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p><u>なお</u>、当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が既に設けられている場合には当該<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>7 <u>2017 年 10 月 1 日時点で当行に開設した非課税口座に 2017 年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第 1 項の規定を適用します。</u></p>	<p>れることとなっていたとき</p> <p>6 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき<u>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>を他の証券会社又は金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年 10 月1日から設定年の9月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には当該<u>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p>
<p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条 <u>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託)</u>がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該<u>記載若しくは記録又は保管の委託</u>に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、<u>第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</u></p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「<u>非課税適用確認書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供が</p>	<p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条 <u>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第1項第1号に規定する上場株式等のうち、当行が取り扱う国内公募株式投資信託をいいます。以下同じ。))</u>につき、当該<u>記載又は記録</u>に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。<u>以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。</u>)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間<u>内</u>の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月 1 日前に提供があつた場合には、同日)において設けられま</p>

<p>あった場合には、同日。)において設けられます。</p> <p>(累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に<u>記載若しくは記録又は保管の委託</u>がされる上場株式等につき、当該<u>記載若しくは記録又は保管の委託</u>に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から<u>2037</u>年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、<u>第2条第1項の「非課税適用確認書」</u>、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは「<u>勘定廃止通知書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」に記載された<u>累積投資勘定の勘定設定期間</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税適用確認書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日。)において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日。)において設けられます。</p>	<p>す。</p> <p>(累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に<u>記載又は記録</u>がされる上場株式等につき、当該<u>記載又は記録</u>に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から<u>2023</u>年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。<u>以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。</u>)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の<u>各年</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</p>
<p>(追加)</p>	<p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p><u>第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。</u></p> <p>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、<u>所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p>(特定非課税管理勘定の設定)</p> <p><u>第3条の4 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p>(非課税口座の開設について)</p> <p><u>第3条の5 当行がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当行は、当該届出書の提出を受けた日</u></p>

	<p><u>に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当行においては、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けませんことといたします。</u></p> <p><u>2 2028年1月1日以後、当行がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当行は、所轄税務署から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当行においては、所轄税務署から当行にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けませんことといたします。</u></p>
<p>(非課税管理勘定及び累積投資勘定における処理)</p> <p>第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げる株式等をいいます。以下同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。</p> <p>2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。</p>	<p>(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理)</p> <p>第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。</p> <p>2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。</p> <p>3 <u>特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。</u></p>
<p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式</p>	<p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載又は記録がされる当行取扱いの国内公募株式投資信託に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる国内公募株式投資信託で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた国内公募株式投資信託の取得対価の額(イの場合、募集の取扱いにより取得した国内公募株式投資信託についてはその取得の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた国内公募株式投資信託についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた国内公募株式投資信託がある場合には、当該国内公募株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除</p>

<p><u>等</u>の移管に係る払出し時の金額を控除した金額。)を超えないもの</p> <p>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 前項にかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。</p>	<p>した金額)を超えないもの</p> <p>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行が行う募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)の取扱いにより取得をした国内公募株式投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)をいいます。以下、この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる国内公募株式投資信託(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる国内公募株式投資信託</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する国内公募株式投資信託</p> <p>2 前項にかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない国内公募株式投資信託があります。</p>
<p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>①(略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準</p>	<p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>①(略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規</p>

<p>用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 <u>10</u> 号に規定する上場株式等</p> <p>2 累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。<u>累積投資勘定における上場株式投資信託の取引については、買付及び売却に係る手数料の受益権の対価に対する割合の上限は 1.25%以下、最低取引単位(1 口又は共有持分の割合である場合は 1 単位)は 1,000 円以下とし、取引口座の管理、維持に係る口座管理料はいただきません。</u></p>	<p>定する上場株式等</p> <p>2 累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</p>
<p>(追加)</p>	<p>(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p><u>第5条の3 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</u></p> <p><u>① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が 120 万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が 1,800 万円を超えることとなることにおける当該上場株式等を除く。)</u></p> <p><u>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等</u></p> <p><u>2 特定累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p><u>第5条の4 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載又は記録がされる当行取扱いの国内公募</u></p>

	<p>株式投資信託に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① <u>特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)の取扱いにより取得をした国内公募株式投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた国内公募株式投資信託の取得対価の額の合計額が240万円を超えないもの(当該国内公募株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)</u></p> <p>イ <u>当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている国内公募株式投資信託の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,200万円を超える場合</u></p> <p>ロ <u>当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている国内公募株式投資信託の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</u></p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する国内公募株式投資信託</u></p> <p>2 <u>特定非課税管理勘定には、次の各号に定める国内公募株式投資信託を受け入れることができません。</u></p> <p>① <u>投資信託および投資法人に関する法律第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p>② <u>委託者指図型投資信託約款に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの</u></p> <p>3 <u>前2項にかかわらず、当行が定めるところにより、特定非課税管理勘定に受け入れない国内公募株式投資信託があります。</u></p>
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 <u>非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等</u>の譲渡は、<u>当行への売委託又は解約の申込・償還による方法</u>、<u>租税特別措置法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について</u>、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 <u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている国内公募株式投資信託</u>の譲渡は、<u>当行に対して譲渡する方法</u>、<u>租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u></p>

<p><u>2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託又は解約の申込・償還による方法、租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を經由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u></p>	
<p>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第7条 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から<u>払い出されたもの</u>とみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知<u>します</u>。 <u>ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払い出される場合は、当行は、当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。</u></p> <p>2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 <u>10</u> 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号及び第 <u>10</u> 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第7条 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(<u>振替によるものを含むものとし、第5条第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。</u>)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から<u>他の保管口座への移管による払出しがあったもの</u>とみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知<u>いたします</u>。</p> <p>2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 <u>11</u> 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号及び第 <u>11</u> 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><u>3 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由に</u></p>

	<p>より、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非</p>	<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課</p>

<p>課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① <u>お客様から非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期間までに当行に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合、非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u></p> <p>② お客様から非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める<u>期間</u>までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合、<u>一般口座への移管</u></p> <p>③ <u>前各号</u>に掲げる場合以外の場合、<u>特定口座への移管</u></p>	<p>税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める<u>期限</u>までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 <u>一般口座への移管</u></p> <p>② <u>前号</u>に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座への移管</u></p>
<p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① お客様から累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める<u>期間</u>までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合、<u>一般口座への移管</u></p> <p>② <u>前号</u>に掲げる場合以外の場合、<u>特定口座への移管</u></p>	<p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は<u>租税特別措置法施行令第25条の13の第3項の規定</u>により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① お客様から累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める<u>期限</u>までに当行に対して<u>租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する</u>租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 <u>一般口座への移管</u></p> <p>② <u>前号</u>に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座への移管</u></p>
<p>(手数料)</p> <p>第9条 将来、法令・諸規則の変更等が行われること又は当局等の動向等を反映して、業務その他に影響が生じたことにより、手数料をいただくことがあります。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第9条 将来、法令・諸規則の変更等が行われること又は当局等の動向等を反映して、業務その他に影響が生じたことにより、<u>非課税口座管理にかかる</u>手数料をいただくことがあります。</p>
<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第10条 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」(「非課税口座開設届出書」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた</p>	<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第10条 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日</p>

<p>日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合、当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合、お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所</p> <p><u>2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(前項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u></p>	<p>をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合</p> <p>当該住所等確認書類又は署名用電子証明書に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合</p> <p>お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所</p>
<p>(追加)</p>	<p>(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第10条の2 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客</p>

	<p><u>様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合</u></p> <p><u>当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</u></p> <p><u>② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合</u></p> <p><u>お客様が当該書類に記載した氏名及び住所</u></p>
<p><u>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</u></p> <p><u>第 11 条 お客様が、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p> <p><u>2 お客様が、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</u></p> <p><u>3 2024 年 1 月 1 日以後、お客様が当行に開設した非課税口座(当該口座に 2023 年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p>	<p><u>(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</u></p> <p><u>第 11 条 お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</u></p>
<p><u>(非課税口座取引である旨の明示)</u></p> <p><u>第 12 条 お客様が受入期間内に、<u>当行への買付けの委託により取得をした上場株式等</u>、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。)</u></p> <p><u>2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。</u></p>	<p><u>(非課税口座取引である旨の明示)</u></p> <p><u>第 12 条 お客様が受入期間内に、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集の<u>取扱い</u>により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。)</u></p> <p><u>2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨及び<u>非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定のいずれに受け入れている上場株式等を譲渡するか</u>の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当行の非課税口座の<u>同じ勘定</u>で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。</u></p>
<p><u>(異動、出国、死亡時の取扱い)</u></p> <p><u>第 13 条 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。</u></p> <p><u>① (略)</u></p> <p><u>② 出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 2 号の規定により、出国届出書を提出していただきます。</u></p>	<p><u>(異動、出国、死亡時の取扱い)</u></p> <p><u>第 13 条 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。</u></p> <p><u>① (略)</u></p> <p><u>② 出国により国内に住所及び居所を有しないこととなる場合は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号の規定により、出国届出書を提出していただきます。<u>(同項</u></u></p>

<p>③ (略)</p>	<p><u>第1号に規定する「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。</u></p> <p>③ (略)</p>
<p>(契約の解除)</p> <p>第 14 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>21</u> 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合、<u>当該提出日</u></p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>27</u> 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>29</u> 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合、<u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>31</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</u> (5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)</p> <p>③ 前条 <u>②</u>の「<u>出国届出書</u>」の提出があった場合、<u>当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当行が定める日</u></p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。)、<u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>31</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</u> (出国日)</p> <p>⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、<u>租税特別措置法第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合、当該非課税口座開設者が死亡した日</u></p> <p>2 前項の<u>場合、非課税管理勘定が設けられた非課税口座から、他の保管口座へ上場株式等に移管し非課税口座を廃止します。</u></p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第 14 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>16</u> 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 <u>当該提出日</u></p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>22</u> 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>24</u> 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</u> (5年経過する日の属する年の 12 月 31 日)</p> <p>③ 前条 <u>第2号に規定する</u>「<u>出国届出書</u>」の提出があった場合 <u>当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当行が定める日</u></p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 (<u>前条第2号に規定する</u>「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。) <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</u> (出国日)</p> <p>⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手續きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合</u> <u>当該非課税口座開設者が死亡した日</u></p> <p><u>⑥ 「投資信託総合取引約款」に基づく投資信託総合取引が解約された場合</u> <u>当行が定める日</u></p> <p>2 前項の<u>解除時点で、非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れられていた上場株式等は、第 8 条又は第 8 条の2と同様に取り扱うものとします。また、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れられていた上場株式等についても同様に取り扱うものとします。</u></p>
<p>【附則】 この約款は、<u>2020 年 4 月 1 日</u>より適用させていただきます。</p>	<p>【附則】 【施行期日】 <u>第1条</u> この約款は、<u>2023 年 12 月 11 日</u>より適用させていただきます。 <u>(累積投資勘定を利用した「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約をしている場合)</u> <u>第2条</u> <u>2023 年 12 月</u>末までに締結された累積投資勘定を利用した「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約については、<u>2024 年以降、特定非課税累積投資契約が締結された</u></p>

	<p><u>とみなし、特定累積投資勘定を利用した契約として継続されます。「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約を終了したり、積立金額を変更されたりする場合などには、当行へお申し出ください。</u></p> <p><u>(非課税管理勘定を利用した「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約をしている場合)</u></p> <p><u>第3条 2023年12月末までに締結された非課税管理勘定を利用した「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約については、対象となる国内公募株式投資信託が2024年1月1日時点で特定非課税管理勘定の受入対象の銘柄である場合、2024年以降、特定非課税管理勘定を利用した「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約として継続されます。一方、当該投資信託が2024年1月1日時点で特定非課税管理勘定の受入対象外の銘柄である場合、2024年以降を受渡日とする買付を停止させていただきます。「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約を終了したり、銘柄や積立金額を変更されたりする場合などには、当行へお申し出ください。</u></p> <p><u>(国内公募株式投資信託の分配金自動再投資契約をしている場合)</u></p> <p><u>第4条 累積投資勘定または非課税管理勘定に受け入れている国内公募株式投資信託の分配金について自動再投資契約をしている場合、原則として再投資に係る当該投資信託は課税口座(特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座)に受け入れます。</u></p>
--	---

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

改定前	改定後
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客様」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、当行に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、<u>約款その他の当行が定める契約条項</u>及び租税特別措置法その他の法令によります。</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下「お客様」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、当行に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、<u>投資信託総合取引約款その他の当行が定める約款・規定</u>及び租税特別措置法その他の法令によります。</p>
<p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設</p>	<p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設</p>

届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 22 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

- 2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに提出されるものに限り)を提出することはできません。
- 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年 12 月 31 日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年 1 月 1 日において 19 歳である年の 9 月 30 日までに提出がされたものに限り、お客様が 1 月 1 日において 19 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理

届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当行に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

- 2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行及び他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
- 4 お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年 12 月 31 日又は 2023 年 12 月 31 日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由(以下「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載又は記録若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されません。
- 5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年 1 月 1 日において 17 歳である年の 9 月 30 日又は 2023 年 9 月 30

<p>勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>	<p><u>日のいずれか早い日</u>までに提出がされたものに関し、お客様が1月1日において <u>17 歳</u>である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>
<p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定) 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。)(以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016 年から 2023 年までの各年(お客様がその年の 1 月 1 日において <u>20 歳</u>未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の 1 月 1 日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日。)において設けられます。</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024 年から 2028 年までの各年(お客様がその年の 1 月 1 日において <u>20 歳</u>未満である年に限ります。)の 1 月 1 日に設けられます。</p>	<p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定) 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。)(以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016 年から 2023 年までの各年(お客様がその年の 1 月 1 日において <u>18 歳</u>未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の 1 月 1 日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日。)において設けられます。</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024 年から 2028 年までの各年(お客様がその年の 1 月 1 日において <u>18 歳</u>未満である年に限ります。)の 1 月 1 日に設けられます。</p>
<p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理) 第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。</p>	<p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理) 第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該記載又は記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。</p>
<p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間(以下「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその</p>	<p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等(当行取扱いの国内公募株式投資信託に限ります)のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間(以下「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入</p>

購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が 80 万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額。)を超えないもの

イ 受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日(以下「5 年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5 年経過日の属する年の当行が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)

③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等

2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第 1 号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額。)を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株

の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が 80 万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 受入期間内に、当行から取得をした上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)の取扱いにより取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日(以下「5 年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5 年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)

③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等

2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第 1 号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等

<p>式等(この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p>	<p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p><u>3 前2項にかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定又は継続管理勘定に受け入れない上場株式等があります。</u></p>
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、当行へ譲渡する方法、租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>
<p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く。)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合、当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合、当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等、同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期間までに提出した場合又は当行に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1</p>	<p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号もしくは第2号又は同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに提出した場合又は当行に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に</p>

<p>号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合、一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合、特定口座(前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)への移管</p>	<p>規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座(前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)への移管</p>
<p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に<u>記載若しくは記録又は保管の委託</u>がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① <u>災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)</u>による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 16 条第 2 号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p><u>イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡</u></p> <p><u>ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)</u>による譲渡</p> <p><u>ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡</u></p> <p><u>ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡</u></p> <p><u>ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)</u>による譲渡</p> <p>③ (略)</p>	<p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に<u>記載又は記録</u>がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 16 条第 2 号において同じ。)で、<u>租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)</u>による譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p>③ (略)</p>
<p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p>	<p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p>

<p>第9条 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p>	<p>第9条 第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p>
<p>(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。))への移管に係るものに限り、)があった場合には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p>	<p>(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。))への移管に係るものに限り、)があった場合には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p>
<p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(継続管理勘定等への移管)</u> <u>第10条の2 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</u></p>
<p>(出国時の取扱い) 第11条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、<u>当行に対して</u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 <u>3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。))をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</u></p>	<p>(出国時の取扱い) 第11条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、<u>当行に対して</u>その出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p>
<p>(課税未成年者口座の設定) 第12条 課税未成年者口座(お客様が当行又は当行と租税特別措置法施行令第25条の13の8第13項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り、)以下</p>	<p>(課税未成年者口座の設定) 第12条 課税未成年者口座(お客様が当行に開設している特定口座、預金口座もしくはお客様から預託を受けたその他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り、)は、未成年者口座と同時に設けられます。</p>

<p>同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。</p> <p>(課税管理勘定における処理)</p> <p>第 13 条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 14 条から第 16 条及び第 18 条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p>	<p>(課税管理勘定における処理)</p> <p>第 13 条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 14 条から第 16 条及び第 18 条において同じ。)の振替口座簿への記載又は記録もしくは金銭の預入れは、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載又は記録もしくは預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等又は預入れがされる金銭につき、当該記載又は記録もしくは預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p>
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第 14 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第 14 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当行へ譲渡する方法、租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>
<p>(課税管理勘定での管理)</p> <p>第 15 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。</p>	<p>(課税管理勘定での管理)</p> <p>第 15 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れいたします。</p>
<p>(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p>第 16 条 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしな</p>	<p>(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p>第 16 条 課税未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で、租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡以外のもの</p>

<p>いこと</p> <p><u>イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡</u></p> <p><u>ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限りです。)</u>による譲渡</p> <p><u>ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡</u></p> <p><u>ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡</u></p> <p><u>ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)</u>による譲渡</p> <p>③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に<u>記載若しくは記録又は保管の委託</u>がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p>	<p>(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限りです。)</p> <p>又は贈与をしないこと</p> <p>③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に<u>記載又は記録</u>がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p>
<p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第 17 条 第 15 条 <u>若しくは</u>前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p>	<p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第 17 条 第 15 条 <u>もしくは</u>前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p>
<p>(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に<u>記載若しくは記録又は保管の委託</u>がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。</p>	<p>(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に<u>記載又は記録</u>がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。</p>
<p>(課税未成年者口座への入出金処理)</p> <p>第 20 条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金には次に定める方法によることといたします。</p> <p>① お客様名義の<u>預貯金口座</u>からの入金</p> <p>② <u>お客様名義の当行証券口座</u>からの入金</p> <p>③ 現金での入金(依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限りです。)</p> <p>2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。</p>	<p>(課税未成年者口座への入出金処理)</p> <p>第 20 条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金には次に定める方法によることといたします。</p> <p>① お客様名義の<u>当行預金口座</u>からの入金</p> <p>② 現金での入金(依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限りです。)</p> <p>2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。</p>

<p>① お客様名義の<u>預貯金口座</u>への出金 ② 現金での<u>引出</u>(窓口で行うものに限ります。) ③ お客様名義の<u>証券口座</u>への移管 (略)</p>	<p>① お客様名義の<u>当行預金口座</u>への出金 ② 現金での<u>引出し</u>(窓口で行うものに限ります。) ③ お客様名義の<u>当行証券口座</u>への移管 (略)</p>
<p>(代理人による取引の届出) 第21条 (略) 3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が<u>20歳</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4 (略) 5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が<u>20歳</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p>	<p>(代理人による取引の届出) 第21条 (略) 3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が<u>18歳</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4 (略) 5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が<u>18歳</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p>
<p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示) 第24条 お客様が受入期間内に、当行への<u>買付けの委託により取得</u>をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、<u>当行から取得した上場株式等</u>又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に<u>お申出</u>がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に<u>お申出</u>がない場合には、先に取得したもから譲渡することとさせていただきます。</p>	<p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示) 第24条 お客様が受入期間内に、当行から取得した上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)又は当行が行う上場株式等の募集の<u>取扱い</u>により取得した上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に<u>お申し出</u>がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に<u>お申出</u>がない場合には、先に取得したもから譲渡することとさせていただきます。</p>
<p>(非課税口座のみなし開設) 第26条 <u>2017年から2023年までの</u>各年(その年1月1日においてお客様が<u>20歳</u>である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において<u>20歳</u>である年の同日において、当行に対して<u>同日の属する年の</u></p>	<p>(非課税口座のみなし開設) 第26条 <u>2024年以後の</u>各年(その年1月1日においてお客様が<u>18歳</u>である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において<u>18歳</u>である年の同日において、当行に対して非課税口座開設</p>

<p>属する勘定設定期間(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>	<p>届出書(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>
<p>(本契約の解除) 第 27 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合、当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号に規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合、出国日</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。)、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</u></p> <p>⑤ お客さまが出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「<u>未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書</u>」を提出しなかった場合、その年の 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合、本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p>	<p>(本契約の解除) 第 27 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号に規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。) <u>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</u></p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「<u>未成年者帰国届出書</u>」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で<u>準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5</u>に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p>
<p>附則 この約款は、<u>2020 年 4 月 1 日</u>より適用させていただきます。 <u>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023 年 1 月 1 日より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に、「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。その場合、2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳で</u></p>	<p>【附則】 この約款は、<u>2023 年 12 月 11 日</u>より適用させていただきます。</p>

ある者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）

改定前	改定後
<p>(保護預り口座又は振替決済口座の開設)</p> <p>第5条 国債証券等については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」をご提出ください。</p>	<p>(保護預り口座又は振替決済口座の開設)</p> <p>第5条 国債証券等については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」をご提出ください。<u>その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。</u></p>
<p>(手数料)</p> <p>第7条 この規定に基づく口座の設定に伴う手数料(以下「手数料」といいます。)は、当行所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、お客様が指定した預金口座(以下「<u>指定口座</u>」といいます。)から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとし、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。</p> <p>(略)</p> <p>4 当行は、<u>指定口座</u>に手数料に相当する金額がない場合は、第16条により当行が受け取る振替債等の償還金(第15条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)、利子又は買取り代金等(以下「償還金等」といいます。)から手数料に充当することができるものとし、</p>	<p>(手数料)</p> <p>第7条 この規定に基づく口座の設定に伴う手数料(以下「手数料」といいます。)は、当行所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、お客様が指定した預金口座(以下「<u>指定預金口座</u>」といいます。)から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとし、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。</p> <p>(略)</p> <p>4 当行は、<u>指定預金口座</u>に手数料に相当する金額がない場合は、第16条により当行が受け取る振替債等の償還金(第15条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)、利子又は買取り代金等(以下「償還金等」といいます。)から手数料に充当することができるものとし、</p>
<p>(振替の申請)</p> <p>第9条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの</p> <p>② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの</p> <p><u>③ 振替国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの</u></p>	<p>(振替の申請)</p> <p>第9条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの</p> <p>② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの</p>
<p>(償還金等の受入れ等)</p> <p>第16条 振替債等の元金又は利子の支払いがあるときは、当行がお客様に代ってこれを受領し、<u>指定口座</u>に入金します。</p> <p>2 振替決済口座に記載又は記録されている振替国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうへ、当行がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、<u>指定口座</u>に入金します。</p>	<p>(償還金等の受入れ等)</p> <p>第16条 振替債等の元金又は利子の支払いがあるときは、当行がお客様に代ってこれを受領し、<u>指定預金口座</u>に入金します。</p> <p>2 振替決済口座に記載又は記録されている振替国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうへ、当行がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、<u>指定預金口座</u>に入金します。</p>
<p>(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第20条 本取引は、第21条<u>4項④から⑥</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第21条<u>4項④から⑥</u>の</p>	<p>(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第20条 本取引は、第21条<u>第3項第4号から第6号</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第21条<u>第3項</u></p>

<p>一にでも該当する場合には当行は当該取引をお断りするものとします。</p>	<p><u>第4号から第6号</u>の一にでも該当する場合には当行は当該取引をお断りするものとします。</p>
<p>(解約等) 第 21 条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その6営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約依頼書に届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p><u>2 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。</u></p> <p><u>3</u> 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当行がご預りします。</p> <p><u>4</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様が手数料を支払わず、当行が解約の通知をしたとき</p> <p>② お客様について相続の開始があったとき</p> <p>③ お客様等がこの規定に違反し、当行が解約の通知をしたとき</p> <p>④ お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき</p> <p>⑤ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、およびそれらに準ずる者に該当していると認められたとき</p> <p>⑥ お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、またはそれらに準ずる行為を行ったとき</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p> <p><u>5</u> 前項による振替債等の引取り又は振替え手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。<u>この場合、第7条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</u></p> <p><u>6</u> 当行は、前項の不足額を引取りの日に第7条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第7条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。</p>	<p>(解約等) 第 21 条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その6営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約依頼書に届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p><u>2</u> 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当行がご預りします。</p> <p><u>3</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様が手数料を支払わず、当行が解約の通知をしたとき</p> <p>② お客様について相続の開始があったとき</p> <p>③ お客様等がこの規定に違反し、当行が解約の通知をしたとき</p> <p>④ お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき</p> <p>⑤ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、およびそれらに準ずる者に該当していると認められたとき</p> <p>⑥ お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、またはそれらに準ずる行為を行ったとき</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p> <p><u>4</u> 前項による振替債等の引取り又は振替え手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。</p> <p><u>5</u> 当行は、前項の不足額を引取りの日に第7条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第7条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。</p>
<p><u>(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

<p><u>関する同意)</u> <u>第 28 条 振替法に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について本規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。</u></p>	
<p><u>(特例社債等の振替法に基づく振替制度への移行手続きなどに関する同意)</u> <u>第 29 条 振替法の施行に伴い、お客様がこの契約に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債(以下「特例社債等」といいます。)に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために振替法等に基づきお客様に求められている第1号に掲げる手続き等を当行が代っておこなうこと並びに第2号及び第3号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u> <u>① 振替法附則第 14 条(同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含みます。)において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請</u> <u>② 移行前の一定期間、証券の引出しをおこなうことができないこと</u> <u>③ 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この契約によらず、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める規程により管理すること</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

一般債振替決済口座管理規定

改定前	改定後
<p>(振替決済口座) 第2条 (略) 3 当行は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。<u>お客様にはこれら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</u></p>	<p>(振替決済口座) 第2条 (略) 3 当行は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。</p>
<p>(振替決済口座の開設) 第3条 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様 から当行所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>本人確認</u>を行わせていただきます。</p>	<p>(振替決済口座の開設) 第3条 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様 から当行所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>取引時確認</u>を行わせていただきます。</p>
<p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別</p>	<p><u>(共通番号の届出)</u> 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別</p>

<p>するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届いただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p>するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届いただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>
<p>(元利金の代理受領等) 第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規程により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の「社債等に関する業務規程」により償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。)及び利息を取り扱うもの(以下「機構関与銘柄」といいます。)の償還金及び利息の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、三菱UFJ銀行(上位機関)が当行に代ってこれを受け取り、当行が三菱UFJ銀行(上位機関)からお客様に代わってこれを受領し、<u>お客様のご請求に応じて</u>当行からお客様にお支払いします</p>	<p>(元利金の代理受領等) 第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規程により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の「社債等に関する業務規程」により償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。)及び利息を取り扱うもの(以下「機構関与銘柄」といいます。)の償還金及び利息の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、三菱UFJ銀行(上位機関)が当行に代ってこれを受け取り、当行が三菱UFJ銀行(上位機関)からお客様に代わってこれを受領し、当行からお客様にお支払いします</p>
<p>(お客様への連絡事項) 第11条 (略) 3 当行は、<u>第2項</u>の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの<u>第2項</u>に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (略)</p>	<p>(お客様への連絡事項) 第11条 (略) 3 当行は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの<u>前項</u>に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (略)</p>
<p>(口座管理料) 第13条 (略) 2 当行は、前項の<u>場合、売却代金等の預かり金があるときは、それから充当することがあります。また、</u>料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利息の支払いのご請求には応じないことがあります。</p>	<p>(口座管理料) 第13条 (略) 2 当行は、前項の料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利息の支払いのご請求には応じないことがあります。</p>
<p>(解約等) 第16条 (略) 2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。<u>この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</u> 3 当行は、前項の不足額を引取りの日に<u>第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等から充当することが</u></p>	<p>(解約等) 第16条 (略) 2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。 3 当行は、前項の不足額について、<u>売却代金等があった場合には、当該代金から充当することができるものとします。</u></p>

<p>できるものとします。</p> <p><u>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</u></p> <p><u>第 21 条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債(以下「特例社債等」といいます。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券(当該特例社債等が社債等登録法第3条第1項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書)のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>① 振替法附則第 14 条(同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含む。)において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請</u></p> <p><u>② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等</u></p> <p><u>③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと</u></p> <p><u>④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座(自己口)を経由して行う場合があること</u></p> <p><u>⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(この規定の変更)</p> <p><u>第 22 条</u> この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。</p>	<p>(この規定の変更)</p> <p><u>第 21 条</u> この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。</p>

特定管理口座約款

改定前	改定後
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が当行に設定する<u>租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項</u>に規定する特定管理口座(以下「特定管理口座」という。)の開設等について、お客様と当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が当行に設定する<u>租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 1 項</u>に規定する特定管理口座(以下「特定管理口座」という。)の開設等について、お客様と当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>
<p>(特定管理口座における保管の委託)</p> <p>第3条 当行に特定管理口座が開設されている場合、当行に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載<u>若しくは</u>記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)は、特に<u>申出</u>がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。</p>	<p>(特定管理口座における保管の委託)</p> <p>第3条 当行に特定管理口座が開設されている場合、当行に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載<u>もしくは</u>記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)は、特に<u>申し出</u>がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。</p>

<p>(譲渡の方法)</p> <p>第4条 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、<u>当行への売委託による方法</u>、当行に対してする方法により行います。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様が、当行に対して、特定管理株式等の<u>売委託の注文または</u>当行に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第4条 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当行に対してする方法により行います。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様が、当行に対して、特定管理株式等の当行に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(約款の変更)</p> <p>第8条 この<u>規定</u>は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の<u>規定</u>の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第8条 この<u>約款</u>は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の<u>約款</u>の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。</p>

とりぎんインターネットバンキング利用規定 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第 12 条 投資信託取引サービス (略)</p> <p>4. 投資信託口座開設サービス (略)</p> <p>(6) 本サービスのご利用にあたっては、別途定める「投資信託・公共債に係る約款・規定集」掲載の各約款・規定<u>並びに非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款</u>の内容を承諾するものとします。なお、投資信託口座開設の効力は、申込後当行が承諾し口座開設した時点で生じるものとします。</p>	<p>第 12 条 投資信託取引サービス (略)</p> <p>4. 投資信託口座開設サービス (略)</p> <p>(6) 本サービスのご利用にあたっては、別途定める「投資信託・公共債に係る約款・規定集」掲載の各約款・規定の内容を承諾するものとします。なお、投資信託口座開設の効力は、申込後当行が承諾し口座開設した時点で生じるものとします。</p>

以上